

## 令和 8 年度

# 市立四日市病院職員（医療情報システム運用管理担当）募集案内 【社会人経験者（キャリア枠）】

（令和8年1月17日試験実施分）

**1 募集職種** 市立四日市病院の医療情報システムの運用管理に携わる事務職員

**2 採用予定人数** 1人程度

**3 採用予定日** 令和8年4月1日

**4 受験資格** 次の①～⑦の条件をすべて満たす人

- ① 昭和56年4月2日から平成8年4月1日に生まれた人
- ② 学校教育法に基づく大学院（修士課程）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、中等教育学校若しくは高等学校（これに準ずる養護学校高等部等の学校を含む）又はこれらに相当すると病院事業管理者が認める学校等を卒業した人
- ③ 学歴に応じた職務経験を有する人（令和7年12月31日までの期間において）
- ④ 市立四日市病院が指定する試験のいずれかに合格している人、または市立四日市病院が指定する資格のいずれかを有している人（採用試験申込時において）
- ⑤ 医療情報システム（いわゆる電子カルテ）の開発・保守、医療機関における医療情報システムの導入、運用管理等の業務に従事した経験のある人（採用試験申込時において）
- ⑥ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- ⑦ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する人

※受験資格③：学歴に応じた職務経験について

学歴	職務経験
大学卒	7年以上
短大（3年制）卒	9年以上
短大（2年制）卒	10年以上
高校卒	13年以上

- (1) 受験資格③の要件を満たす職務経験として認められるのは、情報システム・ネットワークの開発、保守、運用等に関する職務経験となります。
- (2) 職務経験には、会社員や公務員の正規職員として週36時間以上の勤務が該当します。一方で、アルバイト等の非正規職員や正規職員であっても有期雇用の場合には、職務経験には含みません。また大学院在学期間についても受験資格に求める職務経験には含みません。
- (3) 複数の職務経験がある場合には通算することができますが、同一期間に複数個所で勤務した場合には、通算できるのはいずれか一つの職務経験のみとなります。
- (4) 休業等（育児休業、介護休業等）により実際の業務に従事しなかった期間については、職務経験期間に通算できません。なお、例外として、育児・介護等により事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週36時間未満となった場合には、継続して就業していた期間として職務経験期間に通算できます（ただし、短縮される前の所定労働時間が週36時間以上であり、かつ短縮期間中の勤務時間が週19時間25分以上の場合に限る）。

- (5) 職務経験期間は、令和7年12月31日までの期間について通算します。
- (6) 職務経験の確認のため、合格者については職務経歴書等の提出を求めます。職務経験の証明ができなかった場合は、採用されません。

※受験資格④に該当する病院が指定する試験および資格は次のとおり

独立行政法人情報処理推進機構	日本医療情報学会
・応用情報技術者試験	・データベーススペシャリスト試験
・ITストラテジスト試験	・エンベデッドシステムスペシャリスト試験
・システムアーキテクト試験	・ITサービスマネージャ試験
・プロジェクトマネージャ試験	・システム監査技術者試験
・ネットワークスペシャリスト試験	・情報処理安全確保支援士試験
	富士通
	・MX SEスペシャリストL1
	・MX SEスペシャリストL2

※受験資格⑤医療情報システムに関する経験については、受験資格③の内数とし、期間は問いません。

## 5 試験日時と会場

令和8年1月17日（土）午前9時～

※試験開始時間は変更となる場合があります（変更となる場合は受験者へ通知します）

市立四日市病院（四日市市芝田二丁目2番37号）

## 6 試験科目

- |           |   |
|-----------|---|
| 教養試験（60分） | 文章読解能力、数的能力、一般知識等についての筆記試験（択一式）                         |
| 小論文（60分）  | 当日指定されたテーマに対する作文  |
| 適性検査（50分） | 職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査                      |
| 面接（20分程度） | 医療情報システムに関する職務経験について5分程度で紹介をしていただいた後、質疑応答を含めた個人面接を行います。 |

## 7 受験申込方法

- (1) 市立四日市病院職員採用試験受験申込フォームから必要事項の登録を行ってください

URL : <https://logoform.jp/form/7p72/1288745>

※受験申込フォームからの登録は1回までとします

複数回入力してしまった人や入力を間違えた人は、市立四日市病院  
総務課（TEL（059）354-1111 内線5216）まで連絡してください



- (2) 職員採用試験受験票に必要事項を記入し、以下の書類を同封して提出してください

- |  |    |
|--|----|
| ① 写真（受験票に貼付、3ヶ月以内に撮影の上半身・脱帽の写真）                | 2枚 |
| ② 職務経験申告書                                      | 1部 |
| ③ 受験資格④に該当する試験の合格または資格の保有を確認できるもの              | 1部 |
| ④ 最終学歴の卒業証書の写しまたは卒業証明書                         | 1部 |
| ⑤ 返信用封筒（長形3号）                                  | 2通 |
| (2通とも宛名を明記し、110円切手を貼ってください。氏名の後に「様」を記入してください。) |    |
| ⑥ 在留資格を証する書類（住民票等）（外国籍の人）                      | 1部 |

●受験申込を完了するためには、(1)、(2)両方の手続きが必要です

## 8 申込期限

- ・受験申込フォームからの登録 令和8年1月6日（火）午後5時15分まで
- ・受験票等（7（2）の書類）の提出 令和8年1月8日（木）までに必着（郵送も同じ）  
※受付時間は月～金曜日（祝日を除く）…午前8時30分～午後5時15分

## 9 受験票等の提出先

〒510-8567 四日市市芝田二丁目2番37号  
市立四日市病院 総務課 Tel (059) 354-1111 内線5212  
※郵送の場合は、封筒に「受験票等在中」と朱書すること

## 10 試験結果通知 令和8年1月30日（金）郵便にて受験者宛発送予定

## 11 その他

- ※試験日当日は、試験開始時間の15分前に着席すること
- ※鉛筆（BまたはHB）数本と消しゴムなどの筆記用具を持参すること

- 採用後の給与等（令和7年4月1日現在）（金額は地域手当（9%）を含む）

- ① 初任給 290,267円～

- ★前職歴に応じて加算される場合があります（上限あり）

- ★諸手当として、地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当等が支給されます

- ★期末・勤勉手当が支給されます

- ★民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります

- ★「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります

- ② 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（1週間あたり38.75時間）

- ③ 休日 土曜日・日曜日（週休2日制）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

- ④ 休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます

- その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた特別休暇があります

- ⑤ 福利厚生 共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています

## 《 参 考 》

### ☆ 地方公務員法第16条（次格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 《 参 考 》

### 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

#### 1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

#### 2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の担当職及び課長専決権限を全部適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く）の職（具体的には課付主幹、係長、主幹）への昇任は制限されません。